

# 青森県報

第三千百三十三号

平成二十一年  
九月七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

基本測量の実施	(監理課)	一
右 同	(同)	一
公共測量の実施	(同)	二
公共測量の終了	(同)	二
道路の区域の変更	(道路課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	三
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(情システム課報)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生活課)	四
右 同	(同)	四
建設業者の許可の取消し	(西北地域)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(上北地域)	五
右 同	(下北地域)	六

告

示

### 青森県告示第五百七十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 作業種類

基本測量(ジオイド測量)

#### 二 作業期間

平成二十一年八月十八日から平成二十二年二月二十六日まで

#### 三 作業地域

- 弘前市
- 十和田市
- むつ市
- 五所川原市
- 北津軽郡中泊町
- 下北郡東通村
- 中津軽郡西目屋村

### 青森県告示第五百七十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 作業種類

基本測量(基準点現況調査作業)

#### 二 作業期間

平成二十一年八月二十五日から平成二十二年三月三十一日まで

#### 三 作業地域

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、八戸市、三沢市、十和田市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡平内町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡六戸町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、三戸郡三戸町、三戸郡五戸町、三戸郡南部町、三戸郡階上町、西津軽郡鰯ヶ沢町、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

青森県告示第五百七十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
青森地方事務局
- 二 測量の種類  
公共測量（地図混乱地域の実態調査及び基準点設置）
- 三 測量の期間  
平成二十一年八月十七日から平成二十二年二月二十六日まで
- 四 測量の地域  
青森市浪館前田一丁目・二丁目・三丁目地域

青森県告示第五百七十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
五戸町
- 二 測量の種類  
公共測量（空中写真撮影、デジタルマッピング）
- 三 測量の期間  
平成二十年八月一日から平成二十一年七月二十八日まで
- 四 測量の地域  
五戸町

青森県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
----------	----------	-----	-----------------------	------------	-------	-------	----

2	1			
県道	県道			
名川階上線	弘前岳鱒ヶ 沢線			
三戸郡階上町大字赤保内字野沢七の一から 三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添一七の三一まで	弘前市大字宮地字川添無番から 弘前市大字百沢字鶴田一三の一まで 弘前市大字百沢字鶴田一三の一まで 弘前市大字百沢字鶴田一三の一まで			
後	前	後	前	前
六一・八〇メートルまで	八・三〇メートルから 七・二〇メートルまで	三・八〇メートルから 四・〇〇メートルまで	三・八〇メートルから 四・〇〇メートルまで	六・三〇メートルから 七・〇〇メートルまで
三六六・四〇メートル	三五〇・〇〇メートル	三、八七五・〇〇メートル	三、八七五・〇〇メートル	三、五五九・一〇メートル

青森県告示第五百八十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

株式会社みちのく銀行堤橋支店 青森市堤町一丁目

を削る。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
青森県企画政策部情報システム課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十一年七月三日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ビジネスサービス  
青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額  
千五百三十八百円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日

平成二十一年五月二十日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年八月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介護ステーション八甲

三 代表者の氏名

辻村 徳美

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字沢部二二九の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する高齢者に対して訪問介護などを実施することにより、高齢者が安心して住めるまちづくりをめざし、福祉の向上に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年八月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はちのへCSC

三 代表者の氏名

石鉢 洋平

四 主たる事務所の所在地

八戸市石堂二丁目二四の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域における子育て支援、福祉、環境、学術、文化、芸術、スポーツ等の振興を図るために、幅広く支援事業を展開し、地域社会に寄与する事を目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社石沢組

二 代表者の氏名 石沢 幸彦

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二四八の二三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第四五三一号

五 取消年月日 平成二十一年八月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社伊東建設
- 二 代表者の氏名 伊藤 祐子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前町字後口田四七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第二二四一八号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年九月二十四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社伊東建設
- 二 代表者の氏名 伊藤 祐子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字館前町字後口田四七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第二二四一八号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、管、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十年九月二十四日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社平沢事業所
- 二 代表者の氏名 平沢 理智子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字森山字松浦一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第七五九三号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十一年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 蛭名鉄建工業
- 二 氏名 蛭名 克美
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字枇杷野四四の四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一 八五七号

五 取消年月日 平成二十一年八月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年六月二十九日前記の許可に係る建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社川畑建築

二 代表者の氏名 川畑 満

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字内田四二の一五二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二一)第六 一号

五 取消年月日 平成二十一年七月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭